

財務省告示第五十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十九年二月十五日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年二月十四日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第二百五 十三回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項及び平成 十八年度における財政運営のた めの公債の発行の特例等に関す る法律（平成十八年法律第十一 号）第二条第一項	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 のうち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で百三十九 億七千二百五十万円、平成十八 年度における財政運営のため公 債の発行の特例等に関する法律 第二条第一項の規定に基づき発 行する利付国債に	額面金額で九百億円

面金額で七百六十億二千七百九

